



各 位

会社名 株式会社KVK  
 代表者名 代表取締役社長 末松 正幸  
 (コード番号 6484)  
 問い合わせ先 総務部長 北川 喜一  
 (TEL 0574-55-0005)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、2020年6月26日開催予定の当社第73期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、現行定款第40条（剰余金の配当の基準日）につき、所要の変更を行うとともに、併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び同第41条（中間配当）を削除するものであります。

また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株 式</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第29条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、第31条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、第30条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>

現行定款	変更案
<p>第33条～第38条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</p> <p>第42条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p>

### 3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2020年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	2020年6月26日(予定)

以上